

京都市告示第489号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成30年12月27日

京都市長 門川 大作

公の施設の名称	京都市宇津峡公園
指定管理者	京都市右京区京北上弓削町段上ノ下2番地の1 公益財団法人きょうと京北ふるさと公社
指定期間	平成31年4月1日から平成35年3月31日まで

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)